

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

久山町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに際し、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

無し

評価実施機関名

福岡県久山町長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法等の規定により介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収、給付等の管理を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・申請書や届出所に関する確認 ・資格の管理 ・給付の管理 ・保険料の賦課・徴収及びそれに伴う給付制限 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
・被保険者台帳情報ファイル ・賦課情報ファイル ・受給者情報ファイル ・中間サーバー	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第131,132の項 [情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2,3,6,7,11,15,27,38,42,56,65,69,70,80,83,86,87,108,115,116,125,128,132,137,144,145,158,161の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<ul style="list-style-type: none"> ・名称:久山町役場 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ・名称:久山町役場 福祉課 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<input type="checkbox"/> 1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務においては、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、処理を行っている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システム利用者をID及びパスワードによって限定し、作業にあたって特定の端末のみの利用に限定している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉課	福祉課		
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康福祉課長名	福祉課長		
平成31年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 久山町役場	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 久山町役場 福祉課		
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	平成32年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	平成32年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・介護保険システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー	・ADWORLD介護保険システム(標準化前) ・ADWORLD介護保険システム(標準化後) ・団体内統合宛名システム(MICJET番号連携サーバー) ・中間サーバー	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項及び別表第1の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表100の項	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	〔情報照会の根拠〕 ・番号法第19条第7号及び別表第2の93、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条、第47条 〔情報提供の根拠〕 ・番号法第19条第7号及び別表第2の1,2,3,4,5,6,17,22,26,30,33,39,42,43,56の項	〔情報照会の根拠〕 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第131,132の項 〔情報提供の根拠〕 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2,3,6,7,11,15,27,38,42,56,65,69,70,80,83,86,87,108,115,116,125,128,132,137,144,145,158,161の項	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 久山町役場	・名称:久山町役場 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 久山町役場 福祉課	・名称:久山町役場 福祉課 ・住所:〒811-2592 福岡県糟屋郡久山町大字久原3632番地 ・電話番号:092-976-1111	事後	
令和7年10月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	項目追加	事後	
令和7年10月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目追加	事後	